



目 次

【巻頭言】	頁
加工食品の原料原産地表示をめぐって - 東京都消費生活審議会での議論 -	1
<hr/>	
【食科協の活動状況】	
1. 8月の主な事業活動	2
2. 今後の行事予定	2
<hr/>	
【行政情報】	
1. 消費者庁及び消費者安全委員会が9月1日に発足	3
2. 平成21年度上半期の主な生活経済事犯検挙状況を公表	5
3. 消費者と食品事業者との情報共有による信頼関係の構築を目指して (食品の表示に関する共同会議報告書No.7)	6
4. BSE対策に関する調査結果について	7
5. 平成21年度食品安全モニター会議の概要	9
6. フードチェーンにおける安全性確保に関する食品産業事業者アンケート調査結果	12
7. 消費者の安心・安全確保に向けた海外主要国の食品に関する制度に係る総合的調査 の概要	14
8. 平成20年度輸入食品の監視指導結果	16
<hr/>	
【消費者情報】	
1. 消費者庁・消費者委員会設置にあたっての緊急アピール (全国消団連ホームページより引用)	24
<hr/>	
【企業情報】	
お客様相談窓口の利用に関するアンケートの調査結果	25
<hr/>	
【学術・海外行政情報】	
1. カドミウム：食品安全の新しい挑戦？	27

平成21年9月8日

特定非営利活動法人 食品保健科学情報交流協議会

〒135-0004 東京都江東区森下3-14-3、全麺連会館2F TEL 03-5669-8601 FAX 03-6666-9132

<http://www.ccfhs.or.jp/> E-mail 8.shokkakyo@ccfhs.or.jp

【巻頭言】**加工食品の原料原産地表示をめぐる
—東京都消費生活審議会での議論—**

財団法人食品産業センター
専務理事 ^{はなざわ}花澤 ^{たつお}達夫

加工食品の原料原産地表示は、JAS法により、平成13年から始まり、多くの議論を経て現在は「原材料が品質を左右する加工度の低い、生鮮食品に近い加工食品20食品群」の原材料のうち「重量割合が50%以上のもの」と個別4品目とされています。ところが、20年1月に発生した中国産冷凍餃子による中毒事件の騒ぎの中で、加工食品全般への義務表示の拡大の声が急速に高まりました。

石原東京都知事は、「都民の安心かつ適正な食品選択を確保するため、国に先駆けて都が原料原産地表示義務付け対象となる加工食品の拡大に取り組む」ことを明らかにし、消費生活条例に基づき措置することになりました。このため、東京都は、20年3月下旬、東京都消費生活対策審議会に「食品の原料原産地表示のあり方について」諮問しました。翌月末までの短期間に3回開催され、答申となりました。

私は、(社)日本冷凍食品協会の山本常務理事とともに食品製造事業者団体の立場から、この審議会でも2回意見を述べる機会を与えられました。最初の審議会でも、私は、「①加工食品の原料原産地を広範に義務付けている国はなく、輸入食品の原料原産地情報を入手できない場合があること。②品質・価格を一定に保つため、原料調達先を多様化し、頻繁に変更しているので、原産地の変更と包材・ホームページの変更を完全に一致させることは、とりわけ中小零細な食品製造事業者にとって難しく、表示ミスが起きる可能性が高まること。等から、当面、義務表示ではなく、出来るところからやっていく自主的取り組みを推奨することが現実的でないかと考える」と述べました。すると、委員の一人から「業界団体2名の説明は、初めから嫌だと聞こえ納得できない」との厳しい指摘を受け、先行きに不安が募りました。

2回目の審議会では、大手量販店団体から「原料の生産・流通のチェック体制が確立され、原料原産地表示の正しさを確認できるものについての自主的な表示を推奨することが、現実的ではないかと考える」との陳述もあり、議論が深まってきました。会長から「消費者側委員としては、価格に少々跳ね返ることは必要である以上やむを得ないと理解しているのか」、別の大学教授の委員からは「事業者が任意に表示し、消費者がイメージで判断することは構わないが、

義務付けという形で規制をかけるとなると、規制の必要性を明確にし、かつ、有効なものでなければならない。また、産地にこだわらず安いものがほしいという消費者もいることを忘れてはならない」との指摘の後に、別の委員から「原産地表示は食の安全に資するためにやるのか東京都に聞きたい」との質問が出て、東京都から「即安全につながるというよりも、安心情報、選択のための情報と考えている」との回答があり、議論が終わりました。

最終の3回目の審議会で、答申案文の審議が行われ、東京都消費生活条例に基づく措置として、「国内で製造され、都内で消費者向けに販売される調理冷凍食品」を対象に、「原材料の重量に占める割合が上位3位までのもの等」について、「原則容器包装に表示、困難な場合はインターネット、電話等でも可」ということになりました。

最初の審議会では、事業者側の意見が正しく理解されるか不安に思いましたが、2回目の審議会で議論が深まり、ある程度の理解が得られたと思います。この様な議論の流れになった要因としては、①事業者団体3名に意見開陳、反論の時間がかなり与えられたこと。②製造、流通両者の意見がほぼ同様であったこと。③審議会の間隔が短く比較的濃密な議論ができたこと。④委員の中で多くの発言をしたのは、4名の消費者代表と5名の都議会議員であったが、2回目の審議会の後半に大学教授の何人かからそれまでの議論を確認し、これを正すような発言があったこと。等があったと思います。関係事業者にとって大変厳しく、残念な結果に終わりましたが、この審議会の経験を生かして、消費者の理解を得る努力を続けて行きたいと思います。

【食科協の事業活動状況】

(1) 8月の主な事業活動

- 3日 アクアクララ株式会社を訪問。
- 4日 農水省主催の新型インフルエンザ対応事業継続計画早期策定推進説明会に出席。
- 13日 食科協ニューズレター第73号を発行。
- 20日 第5回消費者委員会設立準備参与会を傍聴。
- 21日 東京都福祉保健局健康安全部食品監視課長 廉林秀規氏を表敬訪問。
- 25日 株式会社ヤクルト本社を訪問。
- 27日 厚労省食品安全部監視安全課と基準審査課を訪問。

(2) 今後の行事予定

- 10月22日(木)午後 (財)東京都中小企業振興公社会議室においてワークショップ「クイズ輸入食品(仮題)」を開催。

11月11日(水)午後 中央区日本橋社会教育会館ホールにおいて公開講演会
「食品の安全性確保とマスコミの役割 その2」を開催。

【行政情報】

1. 消費者庁及び消費者安全委員会が9月1日に発足

先の第171回国会において全会一致で可決成立し、6月5日に公布された消費者庁及び消費者委員会設置法が9月1日に施行され、消費者庁及び消費者委員会が誕生しました。同日、消費者庁長官に内田俊一氏(元内閣府次官)が就任するとともに、全職員に対し辞令交付が行われ、新組織消費者庁が発足しました。また、同日開催された第1回消費者委員会では委員の互選で初代委員長に松本恒雄一橋大法科大学院長が選出されました。同会合に出席した麻生総理大臣は冒頭の挨拶で「消費者の視点に立った行政の第一歩がスタートすることになります。この度の消費者庁、消費者委員会というものは利用者、使用者、消費者の視点に立った利益を第一とする、これまでとは全く違う新しい原理に基づく行政組織ということになろうと存じます。消費者庁、消費者委員会に対する消費者の期待は非常に高いと思っております。ぜひそういった声を皆様方に向って受け止めて頂いて、消費者が安心して暮らせる安全社会が実現できますように消費者行政全般に渡っての監視をお願いします。」と述べました。

内田消費者庁長官は、同日夕方の記者会見で次のような抱負及び2日に行う職員への挨拶の要点等を述べました。

○抱負及び職員への挨拶の要点

- ・消費者、生活者重視に行政を大きく転換していく拠点という役割で、本日消費者庁が発足をいたしました。

私は、何よりもまず消費者、生活者の目線で、常に国民に真摯に向き合う、そして国民のお役に立つことのできる強力な専門家集団、この2つを消費者庁の組織づくりの基本にしたいと考えております。

新しい視点で消費者庁がやらなきゃいけない仕事はたくさんありますけれども、やはり一番急がれるのは、消費者にとって一元的な窓口の拠点になります。地方のセンター、そしてそこで活動される相談員、その活動を強力に支援することだと思っております。地方公共団体と協力しながら、効果的できめ細かい支援になるように、知恵を絞り、汗をかいていきたいと思っております。

2点目は、情報の一元化でございます。P I O-N E T等々を中心にしました電子情報ネットワークの整備を急ぐことはもとよりですけれども、生のと

いいですか、新鮮な現場の情報を豊富にお持ちの都道府県、市の担当者、それからセンターの相談員の方たちと消費者庁との間にしっかり顔の見える関係を築いていきたいと思っております。

3点目は縦割りの打破でございます。

消費者庁が入手をしました現場の声、消費者の声は直ちに各省に流していく。各省は行政を経て、それぞれの行政の中で手に入れた情報、そしてそれぞれの取り組みの状況を直ちに消費者庁につないでいただく。消費者庁と各省との間にお互いの意思と情報がスムーズに流れる関係をつくること、これが縦割り打破の第一だと思っております。その上で、必要が生じれば法律によって消費者庁に与えられた責任を的確に果たしていくつもりであります。

さらに、新たな消費者救済策、そして消費者の自立を支援するための消費者教育の体制の強化という課題がございます。検討を深めて、形をはっきりとあらわしていきたいと思っております。そして、各省から移管を受けた法律がございます。その中でも特に取引とか安全とか表示にかかわる法律がございますけれども、例えば情報集約部門と一緒にいる消費者庁であるなど、消費者庁の特性を生かしたといえますか、消費者庁らしい法執行というのがあるのだらうと思っております。これをしっかりと進めて、効果的な法執行につなげていきたいと思っております。

いろいろな施策がございますけれども、一つ一つの施策について、なるべく早く工程表という形で国民にお示しをして、一つ一つ着実に実施をしていきたいと思っております。今日以降、いろいろな課題に取り組むこととなります。中には大変難しい問題に直面することもあるのだらうと思っておりますけれども、消費者、生活者の目線で常に国民に真摯に向き合う。そして、本日同時に発足をされました消費者委員会の的確な御指導もいただきながら、国民の信頼を一日も早く勝ち取ることのできる組織として頑張りたい、職員と力を合わせて、そういう組織づくりに取り組んでまいりたいと考えております。透明性の高い役所にしたいと思っております。報道機関の皆さんにもぜひよろしくお願いをしたいと思っております。

- ・職員に私はこういうことを明日問いかけたい、望みたいと思っております。一つは、「消費者庁に所管外なし」を基本に、国民と真摯に向き合って、持ち込まれた課題には一つ一つ責任を持って答えを出して行ってほしい。それから、各省、公共団体、消費者センターとの間に、顔の見えるネットワークを築いてほしい。中にこもるのではなくて、どんどん出てほしいということをお願いしようと思っております。

それから、常に国民から見て透明でわかりやすい仕事の処理に心がけてほしいということ。そして、常に知識とスキルに磨きをかけてほしいということ、

そして仕事の内容、進め方を常時点検し、不断に見直しを行うこと、こういうことをお願いしたいと思っております。それから、もっと根本的には、私たち公務員は、採用するときに「国民全体の奉仕者として公共の利益のために勤務すべき責務を深く自覚し」という言葉で始まる宣誓書に一人一人が署名をして採用されております。この原点に立ち返ることを強く求めていきたいと思っております。

そういう方針で、消費者庁の職員に当たっていききたいし、彼らにそういう思いで消費者庁をつくることに、私と一緒に参画をしてほしいと思っております。関連のURLは下記にあります。（伊藤蓮太郎）

<http://www.kantei.go.jp/jp/asophoto/2009/09/01syohisyaiinkai.html>
http://www.caa.go.jp/action/kaiken/pdf/090901c_kaiken.pdf

2. 平成21年度上半期の主な生活経済事犯検挙状況を公表

警察庁は9月3日、平成21年上半期（1月～6月）における生活経済事犯（ヤミ金融事犯、特定商取引等事犯、廃棄物事犯、知的財産権侵害事犯及び食の安全に係る事犯）の検挙事件数及び検挙人員を公表しました。それによると、食の安全に係る事犯の検挙状況は事件数45事件、人員88人となっており、他の事犯と比較するといずれも最低ですが、前年同期の検挙状況と比較した場合、事件数で約1.6倍、人員で約1.4倍と著しく増加していました。また、検挙事件数45事件の内訳にみると、食品衛生関係事犯が22事件（前年同期比+2事件）であるのに対し、食品の産地等偽装表示事犯は23事件（前年同期比+14事件）と大幅に増加しており、前年1年間の検挙事件数16事件を本年前期だけで7事件も上回っている状況です。主要検挙事例は次のとおりです。詳しくは下記のURLをご覧ください。（伊藤蓮太郎）

http://www.npa.go.jp/safetylife/seikan49/h21_seikeijihan_kamiki.pdf

① 穀粉米粉製造加工販売会社らによる事故米の用途偽装に係る不正競争防止法違反事件

穀粉米粉製造加工販売会社社長らが、平成19年12月ころから20年8月ころまでの間、食用として販売できない事故米であるにもかかわらず、納品書に「特定米穀白米」等とあたかも食用米等であるかのように表示して、同事故米約1,000トンを酒造会社等7社に販売した。21年3月までに3法人、13人を不正競争防止法違反（誤認惹起行為）で検挙した（大阪、福岡、熊本）。

① 大手食品卸会社らによるウナギ蒲焼きの産地偽装に係る不正競争防止法違反及び廃棄物処理法違反事件

大手食品卸会社社長らが、平成20年6月ころ、パックに「愛媛県産」等と表

示したラベルを貼付した中国産ウナギ蒲焼き約4.7トンを卸売業者2社に販売したほか、同年8月ころ、行政調査の際の偽装のために購入したウナギの死骸約4トンを養鰻場の敷地に不法投棄した。21年4月までに8人を不正競争防止法違反(誤認惹起行為)、7人を廃棄物処理法違反(一般廃棄物不法投棄)で検挙した(愛媛)。

② 工業用糊製造・加工会社らによる事故米の不正規流通に係る食品衛生法違反及び有印私文書偽造・同行使事件

工業用糊製造・加工会社社長が、平成19年5月ころから同年8月ころまでの間、基準値を超えるメタミドホスを含む事故米約390キロを米穀雑穀販売業者に販売したほか、同年2月ころから同年9月ころまでの間、工業用糊原料として購入した事故米を食用米として販売していたことの発覚を免れるため、受領書の写しを偽造した。また、米穀雑穀販売業者が、同年12月ころから20年3月ころまでの間、買い受けた事故米を米穀販売業者2社に転売した。21年7月までに2法人、2人を食品衛生法違反(規格基準外の食品販売)で、うち1人を有印私文書偽造・同行使罪で検挙した(愛知、三重)。

③ 食料品販売会社によるふぐ販売に係る食品衛生法違反等事件

食料品販売会社役員が、平成21年3月ころ、有毒物質であるテトロドトキシンが含まれている内臓等を除去するなどの処理をせず、ふぐを一般消費者に販売等した。同年5月に1法人、1人を食品衛生法違反(不衛生食品等の販売等の禁止)等で検挙した(岡山)。

3. 消費者と食品事業者との情報共有による信頼関係の構築を目指して(食品の表示に関する共同会議報告書No. 7)

厚労省・農水省の第45回食品表示共同会議が8月28日開催され、加工食品の原料原産地の表示方法に係る報告書のとりまとめの審議が行われました。本課題については平成20年7月の第35回会合から検討されており、第44回の会議後に行われた同報告書案に対する意見募集の結果をも踏まえ、第45回会議において同報告書「消費者と食品事業者との情報共有による信頼関係の構築を目指して—JAS法に基づく加工食品の原料原産地表示の拡大に向けた表示の方法と品目の考え方について—」が取りまとめられました。

同報告書は、「Ⅰ はじめに」「Ⅱ 原料原産地情報の表示方法について」「Ⅲ 原料原産地表示の義務対象品目を選定する際の基本的な考え方について」「Ⅳ 具体的な義務対象品目の選定について」の4項目から構成されているが、「Ⅰ はじめに」の最後の段落において「加工食品の原料原産地表示のあり方について一定の方向付けを行うべく、従来検討の蓄積を踏まえながら検証を行った。」

と記載されているとおり、これまでの検証にとどまり新たな提言をするには至りませんでした。なお、「食品の表示に関する共同会議」は第45回会議をもってその役割を終えることになりました。ここでは、現時点の対象品目を掲載している、同報告書中の「(参考) (資料) 加工食品の原料原産地表示の義務付けの経緯・変遷」の「表3 改正後の20食品群」を紹介します。詳しくは下記のURLをご覧ください。(伊藤蓮太郎)

http://www.maff.go.jp/j/jas/kaigi/pdf/houkoku_090828a.pdf

表3 改正後の20食品群

1	乾燥きのこと類、乾燥野菜及び乾燥果実	11	表面をあぶった食肉
2	塩蔵きのこと類、塩蔵野菜及び塩蔵果実	12	フライ種として衣をつけた食肉
3	ゆで又は蒸したきのこと類、野菜及び豆類並びにあん	13	合挽肉、その他異種混合した食肉
4	異種混合したカット野菜、異種混合したカット果実、その他野菜、果実及びきのこと類を異種混合したもの	14	素干魚介類、塩干魚介類、煮干魚介類及びこんぶ、干のり、焼きのりその他干した海藻類
5	緑茶及び緑茶飲料	15	塩蔵魚介類及び塩蔵海藻類
6	もち	16	調味した魚介類及び海藻類
7	いりさや落花生、いり落花生、 <u>あげ落花生</u> 及びいり豆類	17	ゆで、又は蒸した魚介類及び海藻類
8	こんにやく	18	表面をあぶった魚介類
9	調味した食肉	19	フライ種として衣をつけた魚介類
10	ゆで、又は蒸した食肉及び食用鳥	20	4又は13に掲げるもののほか、生鮮食品を異種混合したもの

注) 農産物漬物、野菜冷凍食品、かつお削り節、うなぎ加工品は個別の品質表示基準に基づき表示が必要。

編者注) ①5と7の下線の2品目は平成21年10月1日から施行。

②表3の品目については業者間の取引においても原料原産地表示の義務あり。

4. BSE 対策に関する調査結果について

厚労省は7月30日開催の第296回食品安全委員会において、平成21年4月

現在の BSE 対策に関する調査結果を報告しました。SRM の除去及び管理の徹底については、食品安全委員会が平成 17 年 5 月にとりまとめた BSE 国内対策の見直しに関する食品健康影響評価の結果において、「SRM 管理に関する施策の順守状況と適切な SRM 汚染防止方法の実施状況を確認するため、と畜場における実態調査を定期的実施することはリスク回避に有効である。」と指摘しています。これを受け、厚労省及び都道府県等は同法第 9 条に基づく SRM の除去・焼却、SRM による食肉の汚染防止対策の徹底等の SRM 管理の改善・充実に努め、その実施状況を半年ごとに食安委へ報告しています。

今回の報告において、下表「3 牛のとさつ時のピッシングについて」で明らかとなり、「ピッシングを行っている」と畜場数 0 が確認されましたので、厚労省は 4 月 1 日にと畜場法施行規則の一部を改正し同施行規則第 7 条第 1 項第 3 号に次の規定を追加しました。詳細は下記の URL です。（伊藤蓮太郎）

「牛、めん羊及び山羊のとさつに当たっては、ピッシング(ワイヤーその他これに類する器具を用いて脳及びせき髄を破壊することをいう。)を行わないこと。」

<http://www.fsc.go.jp/iinkai/i-dai296/dai296kai-siryoku6-1.pdf>

2. 調査結果（一部省略してます）

1 調査対象施設	H21 年 4 月現在	H20 年 10 月末現在
牛のとさつを行っている」と畜場数	154 施設	154 施設
めん羊又は山羊のとさつを行っている」と畜場数	71 施設	69 施設
2 通常の牛スタンニング方法		
(1) スタンガン（とさつ銃）を使用している畜場数	147 施設	147 施設
(2) と畜ハンマーを使用している畜場数	16 施設	16 施設
(3) 圧縮した空気又はガスを頭蓋腔内に注入する方法を用いている」と畜場数	0 施設	0 施設
3 牛のとさつ時のピッシングについて		
(1) ピッシングを行っている」と畜場数	0 施設	6 施設
(2) ピッシングを行っていない」と畜場数	154 施設	148 施設
4 牛の背割りによるせき髄片の防止について ※背割りを行っていない」と畜場数	6 施設	6 施設
(1) 基本の事項		
①鋸の歯を洗浄しながら切断し、せき髄片を回収している	148 施設	148 施設
②回収したせき髄片を焼却している	148 施設	148 施設
③背割鋸は一頭毎に十分に洗浄消毒している	148 施設	148 施設

④背割り後、せき柱のせき髓を金属器具を用いて除去している	148 施設	148 施設
⑤除去後、高圧水により洗浄している	148 施設	148 施設
⑥と畜検査員が枝肉へのせき髓片の付着が無いことを確認している	148 施設	148 施設
5 牛の特定部位の焼却について		
(2) 牛の特定部位の焼却の確認について	153 施設	153 施設
①牛の特定部位の焼却されることを確認し、記録を保管している		
④その他（処理実績なし）	1 施設	1 施設
6 めん羊又は山羊の SRM の取り扱いについて		
7 SRM に係る SSOP について		
(1) 牛又はめん羊、山羊のとさつを行っている施設数	158 施設	158 施設
①SSOP は作成済みである	158 施設	158 施設
②SSOP が作成されていない	0 施設	0 施設
(2) SSOP に基づく点検及び記録		
①SSOP に定められた頻度で点検を実施し、その記録を保管している	157 施設	157 施設
②SSOP に定められた頻度で点検を実施しているが、記録していない	0 施設	0 施設
③SSOP に定められた頻度で点検を実施できておらず、記録も保管していない	0 施設	0 施設
④その他（処理実績なし）	1 施設	1 施設

5. 平成 21 年度食品安全モニター会議の概要

食品安全委員会は、同委員会の取組や食品健康影響評価について各モニターの知識及び理解を深めるとともに意見交換を行うため、5月から6月にかけて全国7都市の10会場において平成21年度食品安全モニター会議を開催しました。

会議の第1部では、事務局から食品の安全性と信頼性確保について、食品安全委員会委員からリスク評価の考え方と実際について説明を行いました。第2部では、事務局から食品安全モニターの活動について説明を行い、20年度から継続して活動いただいている数名のモニターから、食の安全の確保に向けた地域における取組・随時報告等について発表を行いました。その上でこれらをもとに、委員等とモニターとの意見交換を行いました。第3部では、モニターを小グルー

ブに分けて、各グループに配置したファシリテーターの進行のもとで自己紹介・意見交換等を行いました。会議には、厚生労働省、農林水産省の担当者も出席し、モニターの出席者は308名でした。ここでは、意見交換の際にモニターから提出された主な意見等を紹介します。詳細は下記のURLです。(伊藤蓮太郎)

<http://www.fsc.go.jp/iinkai/i-dai296/dai296kai-siryou7.pdf>

(1) 食品安全一般に関する意見等(評価案件関連以外のもの)

<食品安全委員会活動・全般関係>

- ・ 消費者庁ができた時には、食品安全委員会、厚生労働省、農林水産省の立場・関係はどうなるのか。
- ・ 消費者庁が設置されるとのことだが、あまり省庁が増えるのはどうか。ぜひ、食品の安全性に関する情報を集約・一元化し、国民にわかりやすくしてほしい。ダブって仕事をしていることも多いのではないか。
- ・ 中国産冷凍餃子の事件等、人為的と思われる事件には食品安全委員会はどのように関わるのか。去年の中国産冷凍餃子の事件も結局うやむやになっている。

<食品安全委員会活動・広報、リスクコミュニケーション関係>

- ・ 家庭科の副読本で農薬や添加物について不適切と思われる表現がある。もう少し、良い方向での情報提供はできないものか。
- ・ 食品安全委員会の出張講義について詳しく教えてほしい。リスクコミュニケーション講座でも「ファシリテーター育成」とかいろいろあるが、それを合体してできないか。
- ・ モニターに期待することとして地域への情報提供があるが、専業主婦なので接点がない。食育の集まりには参加している。地域への情報提供を行っている人はどのようにしているか教えてほしい。
- ・ モニター1年目で、食品関連企業で非常勤で働いており、神奈川県消費者団体のメンバーにもなっている。消費者目線で安全とは何かと考えてきた。神奈川県では食の安全について95%が不安をもっている。情報が多い中で何を信じ、何を選択してよいかとまどいがある。サイエンスカフェには非常に興味をもった。地域の中で小さい真のリスコミが展開できれば自分なりの安心感を持てると思った。地域の中でどう展開していくのか。
- ・ モニターの随時報告がHPに掲載されているが、それについて寄せられたコメントに皆さんは満足しているのか。満足しているかどうかをフィードバックして検証してはどうか。この後の小グループでの話し合いでも問題提起したい。回答がずれていると意欲が損なわれる。
- ・ モニター報告の案件について、表示や景表法にかかわることは、どのようにとりあげていただけるのか。たとえば、とうふの固形分の表示については、

規制がないと、どんどん固形分の低いものが出回るようになるのではないか。このようなこともとりあげていただけなのか。縦割り行政により、誰にも読んでもらえないというようなことはないのか。

- ・ メールマガジンが読みづらい。農薬の物質名など自分としてはわかるが、一般の方にはわからないのではないか。最後までスクロールして、あとがきぐらいしか読めるものがないと思う。食品安全モニターにとってはあまり有益なものがない。もっと具体的な、わかりやすい、リスクコミュニケーションなどについての情報がほしい。
- ・ 食品安全委員会の情報はどのように国民に下りるものなのか。地方自治体の関係はどうなのか。消費生活センターは？
- ・ マスコミの食の報道について。特に、日中帯の番組では、視聴者に強いインパクトを植えつけるような強い文言で報道されている。食品安全委員会は、誤った報道がされた際、訂正報道をするよう指導できるのか。また、指導しているのか。
- ・ 自分は、食品安全について何も知らない頃は無責任に話を聞いていたが、小泉先生の話を知ると、日本人は少し騒ぎ過ぎかとおもう。科学の目から見て、「この部分はしっかり押さえていかなければならない」という点があれば教えてほしい。
- ・ 食品安全の分野でキーワードはコミュニケーションだと思う。モニターの質の向上・力量アップが必要だと思う。その意味でもこういった場はとても重要。しかし現実的には頻繁に集まるのは難しい。HPの中で、モニター同士のフォーラムや掲示板があれば、もっといろいろと意見を交換できるのではないか。ネット等も使い、いろいろな角度からアプローチを考えて欲しい。

<その他>

- ・ 新型インフルエンザの発生で、食品事業者にマスクやアルコールの供給が間に合わない状況が生じている。どこの機関が、確保してくれるのか。

(2) リスク評価等に関する意見

<全体・一般論>

- ・ 動物実験に用いる動物の個体数は、調べる物質によってちがうのか、それともいつも同じなのか？

【微生物・ウイルス】

- ・ インフルエンザ問題で今回、豚肉および豚肉加工品にそれほど風評被害が出なくて安堵。ただ、スーパーを始めとする小売業の衛生管理者に過剰な反応があるのが問題である。

【新開発食品】

- ・ こんにゃく入りゼリーの評価について、他の物質の安全性は動物試験ができ

るが、こんにやく入りゼリーはどのように試験が行われるのか。メーカーでは大きさを変えたようだが。

6. フードチェーンにおける安全性確保に関する食品産業事業者アンケート調査結果

内閣府国民生活局は、食に対する意識と食品安全・食品防御への対応状況及びその課題を分析し、今後、食品事業者、関連団体及び行政が取るべき対応策を検討する上での参考データとするため、フードチェーンの広範な食品産業事業者を対象としたアンケート調査及び先進的同事業者を対象とした面接調査を行い、7月29日その結果を公表しました。調査結果のポイントは次のとおりです。詳細は下記のURLをご覧ください。（伊藤蓮太郎）

http://www.consumer.go.jp/seisaku/cao/kokusai/file/foodchain/00_press090728.pdf

調査結果のポイント

(1) 事業者の食に対する意識

- ・食品関連事業者は消費者意識の高まりや不安・不信の高まりを感じている(86.9%)。一方で過剰反応と捉えている(41.1%)社も多い(問1)。そうした中、事業者自らの役割として、割安な食品の提供(16.4%)や収益確保(15.4%)よりも製造業、飲食店を中心に安全な食品の提供(90.1%)や食品に関する正しい情報の提供(69.0%)を重視する姿勢が見られる(問2)。
- ・輸入食品について、「食品が安定的に安く提供できる」との意見が輸入食品を取り扱う事業者で多く(74.1%)、「提供は困難」とする意見が扱っていない事業者で58.4%を占めた(問11)。
- ・ヒアリング調査では、最近の食品関連の事故・事件に関して、日本経済の低迷による企業の利益確保の優先や低価格競争の激化によるコストの削減などから、本来重視すべき食品の安全・安心がなおざりにされ、不当表示、食品偽装などが多発していると捉えている。また、マスコミの報道や消費者の知識不足による反応への疑問、食料自給率の低下に由来する輸入に頼らざるを得ない食料事情などを指摘するものも多かった。

(2) 食の安全に対する取組

- ・食の安全確保手法としてHACCPはある程度認知されている(「内容まで知っている」はそれぞれ49.6%、46.9%)が、それでも半数程度であった。食品防御やGAPについては認知度が低かった(「内容まで知っている」はそれぞれ20.2%、14.2%)。HACCPは製造業で認知度が高い一方、小売業、飲食店で低いなど、業種や企業規模で大きな差がみられた(問3)。

- ・取り扱い食品のほとんどで供給元を把握している社は4分の3(74.6%)あったが、衛生管理状況などまで把握しているのは4割強に過ぎず、特に川下の産業では把握が進んでいない(「供給元」、「伝票記録」、「衛生管理状況」、「検査記録」の4点とも把握している事業者は畜産業27.9%、製造業27.0%に対して飲食店5.7%、小売業は6.3%) (問4)。
- ・入荷食品の安全性確保については、検査または証明書での確認は製造業、卸売業を中心に行われているが、全体で50.0%に止まる。飲食店、小売業を中心に仕入先を信頼して何もしていない社が多く、全体で39.1%を占めている(問6)。輸入食品も同様に飲食店、運輸・倉庫業を中心に何もしていない社が最も多い(輸入食品取扱事業者のみでみると61.6%) (問7)。
- ・社内体制をみてもHACCPまたは類似のシステムを導入している社は製造業でも15.2%に止まり、恒常的な安全管理制度の導入は進んでいない(「導入している」は全体で26.1%) (問9)。また、安全管理責任者や被害通報窓口も小規模事業者を中心に設置が少ない(「安全管理責任者設置あり」41.8%、「通報窓口設置あり」28.4%) (問10、問14)。
- ・食品による危害・危険回避のための教育・研修の受講経験は運輸業を除く全ての業種で5割を超える水準となった(問13)。
- ・ヒアリング調査では、より安全な食品の提供に先進的に取り組む事業者が多く見られた。食品安全確保のための社内体制としては品質管理や衛生管理に関する専任部門を、事業部門とは独立して設けている社が多く、イントラネットを活用した情報共有の体制を整えるとともに、グループ会社内のイントラ上で食品安全に関する自由参加型のテストを実施するなどの取組もみられた。また、各々の事業者では独自に教育・研修・訓練を実施しており、擬似回収訓練による課題の洗い出しやトレース状況の確認などを行い、形式的な教育を施すだけでなく、訓練などを交えて実際の効果を測定するというものもあった。

(3) フードディフェンスに対する意識と取組状況

- ・食品の意図的汚染の可能性は、従業員規模が大きい方ほど感じている(「300人以上」で83.5%)が、倉庫業や、小売業でも小規模事業者の多い飲料小売業や食料品小売業などでは可能性がないと感じている(それぞれ64.7%、62.5%、62.2%) (問15)。

(4) 食品の安全性確保に向けた行政、消費者、事業者の役割と今後の課題

- ・アンケート調査における回答をみると、自由記述にも関わらず3,226社(回答率24.6%)からの回答があり、関心の高さを裏付けた。大きく分けると、①食品規制のあり方に関する意見、②事業者自らによる食の安全確保策に関する意見、③食の安全確保のための事業者向け施策に関する意見、④食の安全確

保における消費者、マスコミの役割に関する意見、⑤食のあり方そのものに関する意見、がみられた。

- ・意見としては、特に、問19にあったような事業者として食品安全確保のためにコスト負担の難しさを訴えるものがみられるとともに、行政に対しては、緊急時における迅速な対応と素早い情報開示を求めるもの、輸入品等への検査の強化・徹底を求めるもの、国・地方・事業者が連携して適切な指導・監督・監視が行える体制を求めるもの、食品表示の改善を求めるもの、食品防御などのマニュアルなどの整備を求めるもの、などが多かった。また、マスコミの報道やそれに対する消費者の反応に疑問を呈するものもみられた。
- ・ヒアリングでも同様に、行政には消費者への食育や正しい情報伝達、関連法規の整備や監督官庁の一元化、規格・基準の体系化、リスクコミュニケーションの推進、マスコミへの適切な情報提供などを求めるものがあつた。なかでも、正確な情報を発信する政府、事業者、また、情報に踊らされない自己判断のできる消費者をそれぞれの役割として望んでいる事業者が多かった。
- ・消費者庁の役割については、食品に関する関連法規の再整備、資料・手続きなどの一元化の推進、事故情報の迅速な公表と対応、消費者への食品の安全・安心には経費が掛かることの啓蒙・周知活動やその他の情報提供、安全基準の基づくマスメディアへの適切な情報提供などが挙げられている。

7. 消費者の安心・安全確保に向けた海外主要国の食品に関する制度に係る総合的調査の概要

内閣府国民生活局は、消費者の安心・安全の確保の観点から食品表示及び食品安全の2分野において我が国の制度のあり方を検討するための基礎資料とすることを目的として、海外主要国の食品表示制度及び食品防御体制について、事前調査及び現地での担当機関へのインタビュー、店頭調査等の現地調査等を行い、7月29日その結果を公表しました。調査結果のポイントは次のとおりです。詳細は下記のURLをご覧ください。(伊藤蓮太郎)

http://www.consumer.go.jp/seisaku/cao/kokusai/file/foodpolicy/foodpolicy_press090728.pdf

調査結果のポイント

各国調査の結果を踏まえ、日本の制度と大きく異なる点を中心に、概括的にその傾向をまとめると以下の通りである。

- (1) 食品政策の体系(省略)
 - (2) 表示制度の具体的内容
- ・義務表示項目については、ほとんどの国で共通していた。
 - ・文字や表示スペースの大きさなどを提示している国が多くみられた(カナダ、

米国(栄養表示など)、韓国)。大きさを提示しない国においても消費者に読みやすく、見やすいことを求めている(欧州各国。なお、新規制案では大きさを規定)。

- ・義務表示は包装済みか未包装かを基本的判断基準とする国が全てであった。なお、包装済み食品の定義はほぼ「開封などで内容物を変えることができない食品」というものであった。
- ・期限表示については言葉の定義はコーデックス規格を基にしているのだから違いはないが、具体的な判断基準で各国で違いがみられ、したがって、同じ食品群でも(例えば、牛肉、ハム、ヨーグルトなど)国または個々の企業によって「賞味期限」と「消費期限」で違いがみられた。また、「消費期限」を過ぎると販売を禁ずる国がみられた(英、豪など)。
- ・販売期限(Sell by)の表示が、多くの国で採用され、実際に店頭の商品にも記載されていた(豪など)。また、韓国では製造年月日が義務表示であるとともに、スウェーデンでは包装日が多く食品に自主的に付けられていた。
- ・原材料表示では、①水分を含む場合は表示すること、②重要または特徴的な原材料は総量の中で占める割合を%表示すること、の2点はほとんどの国で義務化されていた。(①はカナダのみ例外)。
- ・加工食品において、原料原産地表示で外国の国名を書くことになっている国は韓国を除き見られなかった(欧州委員会では任意表示ながら統一ルール案を公表)。一方、国産(Product of又はMade in)の定義を明確にする国がみられる(カナダ、豪)。
- ・食品添加物は全ての国で基本的に全ての食品添加物について一般名称および機能・用途を記すことが求められていた。
- ・アレルギー表示は対象となる物質に違いはあるが、全ての国で義務化されていた。ただし、含有の可能性の記載(may contain)については、否定的な国(米)と肯定的な国(英、スウェーデン、カナダ)があった。
- ・肥満や生活習慣病などの増大を受けて、栄養成分表示を義務化する国が増えている(欧州以外の米、カナダ、豪、韓国では導入済み。欧州でもECが新規規則指令案の中で義務化を提案。)
- ・「新鮮な」「伝統的な」「純粋な」などの優良誤認を与える表現についてはその用語が使える要件を具体的に示している国が多くみられた(豪、カナダ、スウェーデンなど)
- ・いわゆる健康食品の定義や範囲は、医薬品の一部で扱う国もあるなど、国によって異なっていた。一方、栄養または健康強調表示については具体的な例示を示してそれ以外は禁止する国が多くみられた(欧州各国、米、カナダなど。豪州も新規規則案が提案されている)。

(3) 食品防御への対応

- ・ 食品安全とは別に食品防御のための特別な法令を策定しているのは米国のみであった。
- ・ ほとんどの国は食品安全の延長線で意図的な混入に対応しているが、テロ対策の一環として食品テロを検討している国もみられた(英、カナダなど)。なお、スウェーデンでは食品法に「破壊活動(意図的混入など)」を防止するための規制導入を食品当局に求めている。
- ・ 意図的混入への対処としてはデータ収集と迅速な対応の重要性を多くの国が主張していた。例えば、欧州でのRASSF(食品・飼料早期警告システム)、米CDCのフードネット、豪のオージーネットなどによる対応が挙げられる。
- ・ 食品安全管理システムについては多くの国で食品関連事業者にHACCPまたはそれに準じるシステム導入が義務化されていた(欧州各国、豪、韓国)。また、食品遡及制度(トレーサビリティ)として一歩前、一歩後といった形で食品の製造・流通・販売の流れを記録し、保管を求める制度が米、欧州で導入済みである。

8. 平成 20 年度輸入食品の監視指導結果

厚労省は 8 月 17 日、平成 20 年度の輸入食品監視指導結果及び輸入食品監視統計を公表しました。前者は、20 年度実施計画案に対するパブリックコメントの募集及びリスクコミュニケーションの実施を 19 年度末に行ったうえで策定された 20 年度実施計画に基づき、全検疫所及び輸入食品検査センターにおいて実施された輸入食品監視指導の結果です。後者は、前者の結果を含む 20 年度の全輸入食品監視の結果を集計したものです。同年度内のすべての輸入届出件数・重量、違反件数、違反条文別違反件数・主な内容、品目別届出・検査・違反件数、品目別上位 5 カ国のデータ、生産・製造国別のデータ等の統計があります。ここでは、上記監視指導結果と監視統計の中の主な図表を紹介します。詳細の URL は、<http://www.mhlw.go.jp/za/0817/a10/a10-01.pdf> です。(伊藤蓮太郎)

(1) 平成 20 年度輸入食品監視指導計画に基づく監視指導結果の主な例

表6 主な検査命令対象品目及び検査実績(平成20年度)

対象国・地域	主な対象食品	主な検査項目	検査件数	違反件数
全輸出国 (16品目)	落花生、ナッツ類、チリペッパー等	アフラトキシン	9,078	64
	シアン含有豆類、キャッサバ	シアン化合物	462	11
	筋子	亜硝酸根	327	10
中国 (45品目)	鶏肉、えび、うなぎ、はちみつ等	ニトロフラン類、テトラサイクリン系抗生物質、マラカイトグリーン等	50,205	38
	野菜、果実、豆類、魚類 (しいたけ、ねぎ、どじょう等)	フェンプロパトリン、デブフェノジド、メタミドホス、ピリメタニル等	28,518	33
	乳及び乳製品並びにこれらを原料とする加工食品	メラミン	5,228	11
	二枚貝	麻痺性貝毒、下痢性貝毒	5,833	8
	うなぎ加工品	一般生菌数、大腸菌群	607	0
	全ての加工食品	サイクラミン酸	912	0
タイ (26品目)	野菜、果実 (おくら、マンゴー、バナナ等)	EPN、クロルピリホス、シベルメトリン等	3,108	2
	養殖えび	オキシソリニック酸	2,196	0
	バジルシード	アフラトキシン	3	0
韓国 (20品目)	あげまきがい、しじみ	エンドスルファン	193	10
	野菜 (パプリカ、とうがらし、エゴマ等)	エトプロホス、クロルピリホス、ピフェントリン等	636	6
	二枚貝	麻痺性貝毒、下痢性貝毒	902	1
	生食用アカガイ	腸炎ピブリオ	2	0
台湾 (15品目)	野菜、果実、茶 (ウーロン茶、ニラ、マンゴー等)	プロモプロピレート、クロルピリホス、シフルトリン等	795	19
	うなぎ、ローヤルゼリー、スッポン	クロラムフェニコール、ニトロフラン類等	5,266	0
	加工食品等	サイクラミン酸、一酸化炭素	64	0
米国 (13品目)	とうもろこし、アーモンド等	アフラトキシン	2,628	49
	野菜、穀類(パセリ、セロリ等)	クロルピリホス、ボスカリド等	356	2
ベトナム (8品目)	えび、いか、養殖うなぎ	クロラムフェニコール、ニトロフラン類等	28,338	42
	ほうれんそう	インドキサカルブ	151	1
	ゴマの種子等	アフラトキシン	42	0
	水産食品	赤痢菌	29	0
	加工食品等	サイクラミン酸	89	0
エチオピア (1品目)	コーヒー豆	γ-BHC、DDT、クロルデン等	372	31
その他(30カ国、総63品目)			28,270	94
合計			174,610	432

※検査件数は、検査項目別延べ件数

表9 海外情報に基づき監視強化を行った主な事例(平成20年度)

強化月	対象国	対象食品及び内容	経緯及び対応状況
平成20年 4月	米国	シリアル (サルモネラ属菌による汚染のおそれ)	米国国内における製品回収情報に基づき、当該品の積み戻しを指導した。
平成20年 4月	イタリア	ナチュラルチーズ (リステリア菌による汚染のおそれ)	ドイツにおいてイタリア産ナチュラルチーズがリステリア菌に汚染されているとの情報に基づき、当該製品が輸入届出された場合は、積み戻しを行うとともに、当該製造者について自主検査を指導する措置を講じた。
平成20年 4月	オーストラリア	ベビーフード (異物混入のおそれ)	オーストラリア国内における製品回収情報に基づき、当該品の積み戻しを指導した。
平成20年 6月	米国	メロン (サルモネラ属菌による汚染のおそれ)	米国国内における製品回収情報に基づき、当該製品が輸入届出された場合は、積み戻しを行う措置を講じた。
平成20年 6月	米国	ビスケット (放射線照射のおそれ)	イギリス国内における製品回収情報に基づき、当該製品が輸入届出された場合は、積み戻しを行う措置を講じた。
平成20年 7月	ニュージーランド	牛肉 (エンドスルファン汚染のおそれ)	韓国において、ニュージーランド産牛肉からエンドスルファンが検出されたとの情報に基づき、当該製造者からの牛肉が輸入届出された場合は、自主検査を指導する措置を講じた。
平成20年 7月	ニュージーランド	かき (ノロウイルスによる汚染のおそれ)	ニュージーランドにおいて、生食用かきに起因するノロウイルスによる食中毒が発生し、製品を回収しているとの情報に基づき、当該製品が輸入届出された場合は、積み戻しを行う措置を講じた。
平成20年 7月	フィリピン	魚介類等 (エンドスルファン汚染のおそれ)	フィリピンシブヤン島沖で発生した船舶の転覆事故により、エンドスルファンが漏出し、海域汚染が生じているおそれがあるとの情報より、当該採取海域の魚介類について積み戻し等を指導する措置を講じた。
平成20年 7月	カナダ 米国	ロブスター (麻痺性貝毒による汚染のおそれ)	米国において、大西洋沿岸で採取されるロブスターの肝臓について、麻痺性貝毒汚染のおそれから摂食を避けるよう警告されているとの情報に基づき、カナダ及び米国の大西洋沿岸で採取されたロブスターが輸入届出された場合は、自主検査を指導する措置を講じた。
平成20年 8月	メキシコ	とうがらし (サルモネラ属菌による汚染のおそれ)	米国内におけるサルモネラ症頻発事例にメキシコ産のとうがらしが関連しているとの情報に基づき、生鮮とうがらし等が輸入届出された場合は、加熱加工用として使用するよう指導する措置を講じた。
平成20年 8月	チリ	豚肉 (ダイオキシン類汚染のおそれ)	韓国において、チリ産豚肉からダイオキシン類が検出されたとの情報に基づき、関連農場で生産された豚肉の輸入中止を指導するとともに、それ以外の農場で生産された豚肉について、ダイオキシン類に係るモニタリング検査を実施する措置を講じた。

強化月	対象国	対象食品及び内容	経緯及び対応状況
平成20年 9月	フランス	ナチュラルチーズ (リステリア菌による汚染のおそれ)	フランスにおいて、ソフトタイプのナチュラルチーズからリステリア菌が検出され、日本へも輸出されていたとの情報より、当該製造者を検査命令とした。
平成20年 9月	中国	粉ミルク (メラミン含有のおそれ)	中国国内において、粉ミルクを原因とする乳児の腎結石が発生しているとの情報に基づき、乳及び乳製品の輸入届出の保留を指示した。 また、中国による関連製造者の公表を踏まえ、乳及び乳製品を原材料とする加工食品の輸入者に対し、原材料にメラミンの混入がないか点検するとともに、乳及び乳製品を原材料とする加工食品について、検査命令とした。
平成20年 10月	中国	しらうお及びあゆ (ホルムアルデヒド汚染のおそれ)	中国国内で販売されていたしらうおから多量のホルムアルデヒドを検出したとの情報に基づき、しらうお及びあゆが輸入届出された場合は、自主検査を指導する措置を講じた。
平成20年 12月	アイルランド	豚肉 (ダイオキシン類汚染のおそれ)	アイルランドにおいて、豚肉からダイオキシン類が検出されたとの情報に基づき、当該品の積み戻しを指導した。
平成21年 1月	米国	ピーナッツ製品 (サルモネラ属菌による汚染のおそれ)	米国内におけるサルモネラ症頻発事例にピーナッツ製品が関連しているとの情報に基づき、当該製品が輸入届出された場合は、積戻し等を行う措置を講じた。

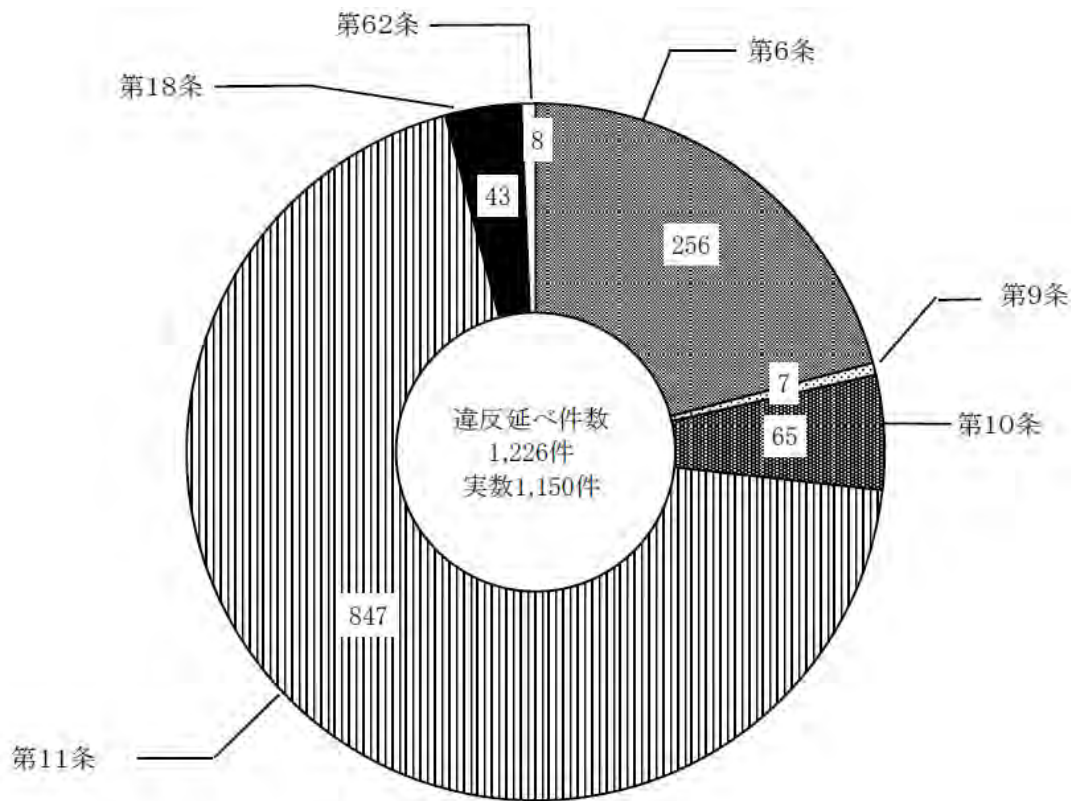
表14 国内の監視で発見された輸入食品違反事例(平成20年度)

生産国	品目	違反内容	件数
中国(3)	かんぴょう	二酸化硫黄	1
	漬け物	サッカリン	1
	おもちゃ	フタル酸ビス	1
インド(2)	えび	二酸化硫黄	1
	カレーペースト	TBHQ	1
ミャンマー(2)	バター豆	シアン化合物	2
台湾	調味料	安息香酸	1
ペルー	マカ粉末	放射線照射	1
マレーシア	えび	スルファジアジン	1
総計			10

(2) 平成20年度輸入食品監視統計の主な例

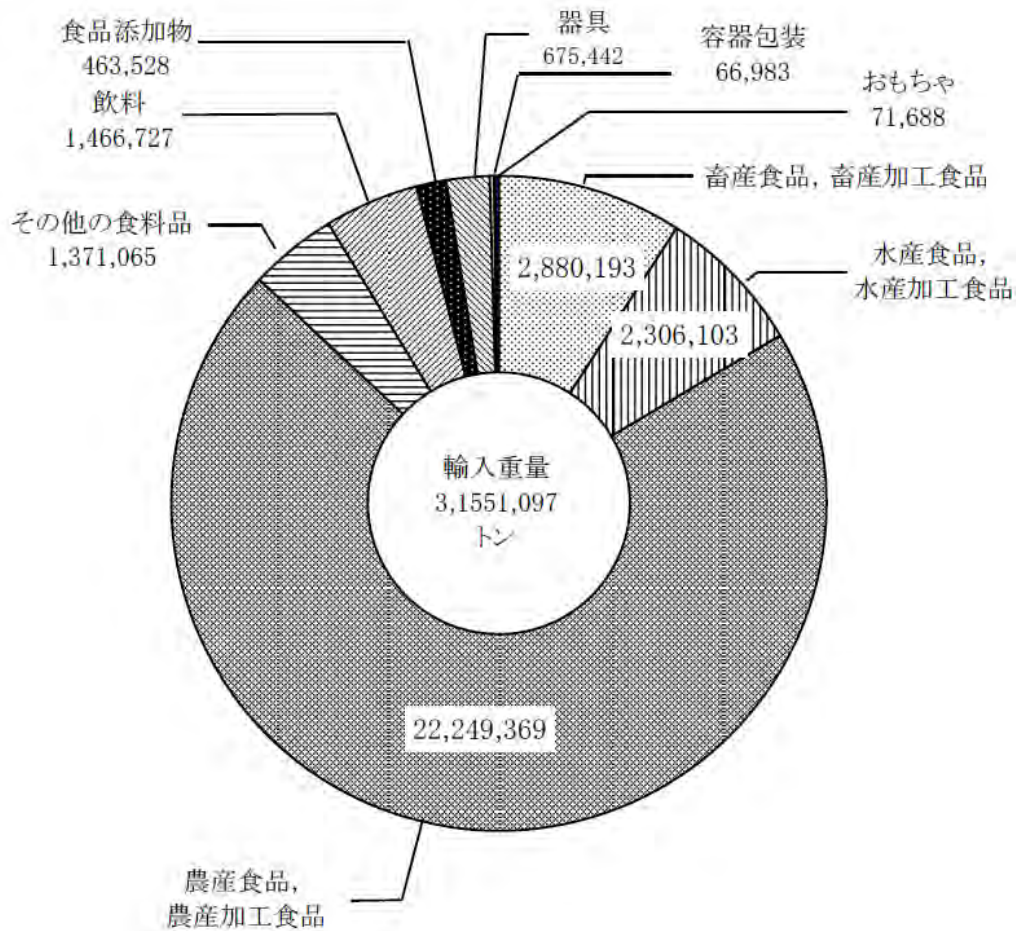
表3 おもな食品衛生法違反事例

違反条文	違反件数	構成比	主な違反内容
第6条 (販売を禁止される食品及び添加物)	256	20.9	落花生、ハトムギ、とうもろこし、とうがらし、カカオ豆、ごまの種子、アーモンド等のアフラトキシンの付着、有毒魚類の混入、下痢性・麻痺性貝毒の検出、シアン化合物の検出、非加熱食肉製品からのリステリア菌検出、米、小麦等の輸送時における事故による腐敗・変敗・カビの発生等
第9条 (病肉等の販売等の制限)	7	0.6	衛生証明書の不添付
第10条 (添加物等の販売等の制限)	65	5.3	メラミン、サイクラミン酸、アゾルビン、TBHQ、アルミノケイ酸ナトリウム、パテントブルーV、ブリリアントブラックBN、ローダミンB、塩化メチレン、一酸化炭素等の指定外添加物を使用したもの
第11条 (食品又は添加物の基準及び規格)	847	69.1	野菜及び冷凍野菜の成分規格違反(農薬の残留基準違反)、水産物及びその加工品の成分規格違反(動物用医薬品の残留基準違反、農薬の残留基準違反)、その他加工食品の成分規格違反(大腸菌群陽性等)、添加物の使用基準違反(ソルビン酸、安息香酸、二酸化硫黄等)、添加物の成分規格違反
第18条 (器具又は容器包装の基準及び規格)	43	3.5	器具・容器包装の規格違反
第62条 (おもちゃ等についての準用規定)	8	0.7	おもちゃ又はその原材料の規格違反
計	(延数) (実数)		1,226 1,150



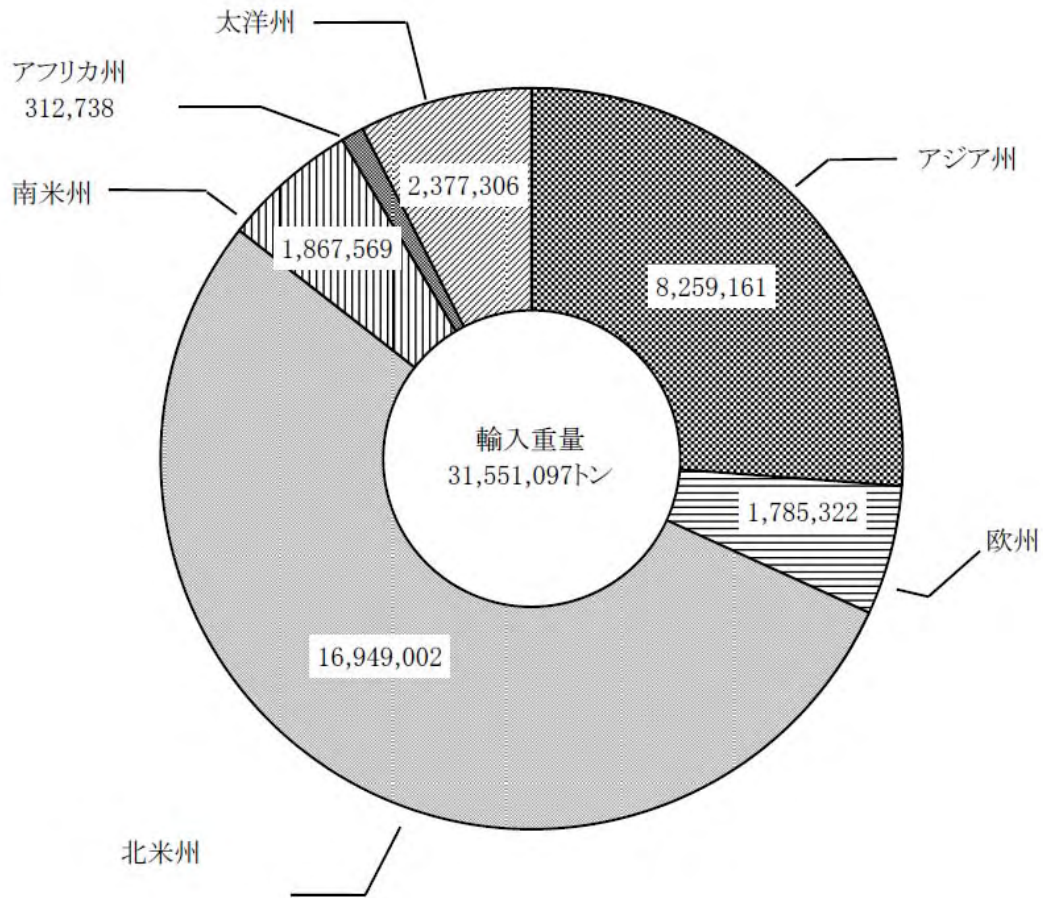
違反条文	違反件数 (件)	構成比 (%)
第6条	256	20.9
第9条	7	0.6
第10条	65	5.3
第11条	847	69.1
第18条	43	3.5
第62条	8	0.7
合計	1,226	100.0

図2 違反条文別の構成



	輸入重量(トン)	構成比(%)
畜産食品, 畜産加工食品	2,880,193	9.1%
水産食品, 水産加工食品	2,306,103	7.3%
農産食品, 農産加工食品	22,249,369	70.5%
その他の食料品	1,371,065	4.3%
飲料	1,466,727	4.6%
食品添加物	463,528	1.5%
器具	675,442	2.1%
容器包装	66,983	0.2%
おもちゃ	71,688	0.2%
合計	31,551,097	100.0%

図3 品目分類別輸入重量の構成



	輸入重量(トン)	構成比(%)
アジア州	8,259,161	26.2%
欧州	1,785,322	5.7%
北米州	16,949,002	53.7%
南米州	1,867,569	5.9%
アフリカ州	312,738	1.0%
太洋州	2,377,306	7.5%
合計	31,551,097	100.0%

図4 地域別輸入重量の構成

【消費者情報】

消費者庁・消費者委員会設置にあたっての緊急アピール

(全国消団連ホームページから引用)

9月1日、主婦会館プラザエフにおいて「消費者・消費者委員会設立対応緊急アピール集会」が開催され約120人（報道関係者含む）が参加しました。その集会において下記の「消費者庁・消費者委員会設置にあたっての緊急アピール」が発表されました。

○ 消費者庁・消費者委員会設置にあたっての緊急アピール

本日、消費者庁及び消費者委員会が設置されました。

消費者庁・消費者委員会の設置は、産業育成省庁による縦割り行政を改め、我が国の行政全体が消費者目線の行政へと大きく転換していくための重要な取組の第一歩として、消費者問題に取り組む人たちが長年にわたり希望してきたことであり、私たちも本日の両組織の設置を高く評価し、歓迎したいと思いません。

しかし他方で、起ち上がったばかりの消費者庁・消費者委員会には以下のような課題・懸念も残されており、今後国、地方自治体、消費者が力を合わせ、総力をあげて取り組んでいく必要があります。

まず、消費者庁については、各省庁との連携の問題も含め、各省庁に対し消費者行政の司令塔としての機能を十分に果たせるのかどうか最大の課題です。その前提として、消費者事故等に関する情報が消費者等からきちんと集約され、適切に分析できるのかどうか、また、消費者庁の職員が真に消費者目線で動くことができるのかどうか大きな課題です。さらに、消費者被害の防止に役立てるための情報公開のあり方についても検討の必要があります。

消費者委員会については、その重要な使命である監視機能を果たすことが何よりも重要ですが、そのためには、現在の事務局体制ではまだまだ不十分であり、今後独立性を確保しつつ事務局体制の充実を図っていくことが大きな課題です。また、監視機能の充実強化のためにも、消費者・消費者団体・地方自治体からの意見情報受付窓口等の整備を早急に行う必要があります。さらに消費者委員会では、地方消費者行政に対する国の支援のあり方や違法収益吐き出し制度の創設など、様々な重要課題を検討することとなっており、これらの課題の検討に速やかに取りかかる必要があります。特に地方消費者行政の問題については、すでに各都道府県に設置されている地方消費者行政活性化基金を最大限有効に活用していくためにも、一日も早い明確なビジョンの提示が必要であり、早急な対応が望まれます。

よって私たちは、以下のとおり、消費者庁及び消費者委員会について速やかかつ適切な対応がなされるよう提言するとともに、今後の私たち消費者の活動のあり方について確認をするため、下記のとおり緊急アピールを行います。

記

- 1 政府は、
 - (1) 消費者庁が消費者行政の司令塔としての機能を十分果たせるよう、各省庁との連携を円滑に行うとともに、情報収集・分析・公開や職員の教育について適切な措置を講じること。
 - (2) 消費者委員会の消費者行政全体に対する監視機能を最大限発揮させるため、消費者委員会の事務局体制の独立強化を至急行うこと。
 - (3) 消費者委員会の活動を活性化させるため、消費者・消費者団体・地方自治体からの意見情報受付窓口の整備を速やかに行うこと。
- 2 地方消費者行政を抜本的に拡充するため、
 - (1) 消費者庁は、地方自治体に対し活性化基金の有効活用と地方消費者行政の総合的な推進を強力に働きかけること。
 - (2) 消費者委員会は、地方消費者行政の継続的な発展に結びつくような体制と財政の在り方を早急に検討し提言すること。
- 3 消費者は、消費者庁が常に消費者目線で機能しているかどうかを監視し、ときに協働して、安全・安心な消費者社会を実現するため、消費者委員会のサポートを行いつつ、積極的かつ継続的な働きかけを行うこと。そのために、消費者行政の監視・協働を目的とした幅広いネットワーク組織を結成すること。

平成 21 年(2009 年)9 月 1 日
消費者庁・消費者委員会設立対応緊急アピール集会 参加者一同

【企業情報】

お客様相談窓口の利用に関するアンケートの調査結果

(財) 経済広報センターは社会広聴活動の一環として定期的にアンケート調査を実施しています。同センターが 08 年 1 月に実施した「生活者の“企業観”に関するアンケート」では、「購入した商品やサービスに問題があると感じたときに取る行動」で約 8 割の生活者が「企業のお客様相談窓口（電話・ホームページなど）に連絡する」と回答していました。そこで、生活者の企業に対する信頼を高める上でお客様相談窓口の重要性は増していると考え、今回は「お客様相談窓口の利用」をテーマに取り上げ、同センターの e ネット社会広聴会

員 3,122 名を対象に、本年 3 月 24 日から 30 日までの間、インターネットによる回答選択方式及び自由記述方式によるアンケート調査を行い、7 月 22 日その結果を公表しました。有効回答数は 1,987 名(回答率 63.6%)でした。結果の概要は次のとおりです。詳しくは下記の URL をご覧ください。(伊藤蓮太郎)

http://www.kkc.or.jp/society/survey/enq_090722.pdf

(1)お客様相談窓口を「利用したことがある」は79%、利用頻度は1年に「2回以上」が55%。

お客様相談窓口の利用状況は、「利用したことがある」が、全体の約8割に上る。

世代別に見ると、30歳以上の各世代で利用割合が高い一方、29歳以下は半数近くが「利用したことがない」と回答。また、利用頻度については、1年に「2回以上」が半数を超えている。

(2)業種別の利用状況は、「機械・電気機器」が58%、「情報・通信」が41%、「食料品」が29%。

窓口の業種別の利用状況を見ると、「機械・電気機器」(58%)、「情報・通信」(41%)、「食料品」(29%)の利用が多い。そのほか、「卸売・小売」(24%)、「金融」(23%)、「運輸・旅行」(13%)、「化学・医薬品」(12%)、「電気・ガス」(10%)、「輸送用機器」(4%)と続いている。

(3)利用手段は「電話」が79%、「Eメール」が16%。

窓口の利用手段を見ると、「電話」が79%、「Eメール」が16%、「その他(手紙、FAX、窓口への訪問など)」が6%となっている。男女別に見ると、「電話」の利用は女性の方が高く(男性74%、女性81%)、「Eメール」の利用は男性の方が高い(男性20%、女性13%)。

(4)利用目的は「問い合わせ」が54%、「修理・交換の依頼」が26%、「苦情、抗議」が15%。

窓口の利用目的は、「問い合わせ」が54%と最も多く、次いで、「修理・交換の依頼」が26%、「苦情、抗議」が15%となっている。「要望や提案」は4%にとどまっている。業種別に見ると、「問い合わせ」の割合が高いのは、「金融」(84%)、「運輸・旅行」(75%)、「情報・通信」(73%)となっている。一方、「機械・電気機器」は、「修理・交換の依頼」が62%と非常に高く、「食料品」は、「苦情、抗議」の割合が42%と高い。

(5)窓口の利用に「満足した(非常に／ある程度)」は75%

窓口の利用には、「非常に満足した」との回答が20%であり、「ある程度満足した」との回答55%を含めると、75%となっている。業種別に見ると、「満足した(非常に／ある程度)」との回答が高い上位3つは、「機械・電気機器」(81%)、「電気・ガス」(80%)、「食料品」(79%)となっている。

(6) 窓口の対応に満足した後、その企業への信頼感が「高まった（大きく／ある程度）」は71%。また、過半数(53%)は商品やサービスを選択する際の行動に変化が出ている。

窓口の対応に満足した後、その企業に対する信頼感が「大きく高まった」との回答は19%であり、「ある程度高まった」との回答52%を合わせると、7割を超えている。また、その後、「積極的にその企業の商品・サービスを購入・利用するようになった」との回答は12%であり、「商品・サービスを選ぶ際にはその企業のを候補に挙げるようになった」との回答41%と合わせると、53%となる。窓口での対応に満足した人のうち、過半数がその後の購買などの行動に変化が出ている。

(7) 窓口の対応に不満を感じた人の半数(50%)が、「その企業の商品・サービスの購入・利用を避けるようになった」窓口の対応に不満を感じた人のその後の行動は、「その企業の商品・サービスの購入・利用を避けるようになった」が50%と最も高い。次いで、「家族や友人など周りの人に伝えた」が38%、「その企業の窓口の利用を避けるようになった」が24%。「特に行動していない」は25%となっている。

(8) 窓口に期待する役割は、「問い合わせや苦情などへの対応を通して、消費者の満足・信頼を高める」が77%窓口に期待する役割は、「問い合わせや苦情などへの対応を通して、消費者の満足・信頼を高める」が77%と最も高い。次いで、「消費者の声を商品・サービスの改善に生かす」が65%、「消費者の声から潜在的なリスク情報(不具合など)を早期に発見し、その予防や対処に生かす」が49%となっている。

(9) 窓口を利用しやすくするための重要な事項は、「窓口にすぐにつながるようにする」が56%。

窓口を利用しやすくするための重要な事項は、「窓口にすぐにつながるようにする」が56%で最も高い。次いで、「問い合わせなどに対する回答、対応を迅速にする」が47%、「色々な商品・サービスに窓口の連絡先を明示する」が43%となっている。

【学術・海外行政情報】

カドミウム：食品安全の新しい挑戦？

Cadmium: New challenge for food safety? (17/2009,15.07.2009)

BfR status seminar on cadmium in the food chain

BfR; Bundesinstitut für Risikobewertung

<http://www.bfr.bund.de/cd/30246>

カドミウムは健康に有害であり食品中に存在することは望ましくない。2009年1月に欧州食品安全機関 (EFSA: European Food Safety Authority) は新しいカドミウムの耐容週間摂取量のガイダンス値を設定した。この新しい値、 $2.5 \mu\text{g}/\text{kg} \cdot \text{体重}$ は、これまで WHO が暫定的に設定していた $7 \mu\text{g}/\text{kg} \cdot \text{体重}$ よりはるかに低い値である。

EFSA の欧州全体での摂取推定では、通常の食事をしている消費者はこの新しいガイドライン値を僅かに下回る。しかしながら一部の地域やグループでは、カドミウムの摂取量は高くなっている。特に穀物や野菜を多く食べる人ではこの値を超えているだろう。

独連邦リスク評価研究所 (BfR: Bundesinstitut für Risikobewertung) によるセミナー「カドミウム：食品安全の新しい挑戦？」では、いろんな分野の専門家が食品安全とカドミウムの関係について、政治グループ、食品・飼料業界、消費者団体代表と話し合った。フードチェーン全体 (土壌、肥料から植物、飼料、食物への工程を経て人へ) でのカドミウムの経路をトレースした。BfR 所長の Andreas Hensel 博士は次のように言った。「フードチェーンのすべての段階でカドミウムを減らす努力、及び消費者の暴露を減らす努力が必要である。たとえ現在の食事のカドミウムレベルが消費者にとってリスクではなくとも、カドミウムは食品中には望ましくはない。」

カドミウムは環境中にある重金属である。これは一部は自然由来 (例えば、崩壊した岩、火山噴出物) である。さらに長年にわたる鉱業、工業、農業由来の汚染土壌や水成堆積物として存在する。さらに環境中に空気経由で拡散する。この濃度は地域により変化する。カドミウムは植物や動物に蓄積して食物経由で人に吸収される。これを大量に長期間摂取すると腎臓障害になる。またヒトの発ガン物質として分類されている。

カドミウム含有レベルの最も高い食品は、内臓、魚介類、野生きのこ、なたねである。対照的に、肉、卵、ミルクは比較的低い。これは連邦政府と州政府による広範囲なモニタリングのデータにより確認した。これとは別に食習慣はカドミウム摂取に決定的役割を果たす。Max Rubner Institute による国民食品消費量調査 II の直近のデータを基に、専門家はドイツ国民のカドミウム摂取量を推定した。これによると全食品を平均的に摂取する消費者の場合は EFSA の耐容週間摂取量の 58% である。若者や特別の食習慣 (例えば、野菜や穀物を多く摂取) を持つグループはより多い摂取量となる。これらのいわゆる多量摂取者の場合は EFSA の耐容週間摂取量の 94% に達する。

それにも関わらず、専門家は多量摂取者に対し、食習慣を大きく変えることを勧めてはいない。結局のところ、誰も果物や野菜を食べる効用 (ある種のが

ん、心臓血管疾患、2型糖尿病を予防する効果)を議論できない。こうした背景があるにも関わらず、このセミナー参加者は食品中のカドミウムレベルを下げる方法(例えば低カドミウム肥料を用い、カドミウムの蓄積が少ないタイプの植物の栽培)を議論した。広範囲の自然発生のカドミウムの土壌汚染や長年の鉱山や産業による蓄積を考えると、カドミウムの削減計画は長期間かけることでしか成功できない。参加者の意見の中では、この挑戦はヨーロッパ中の環境保護、食品安全、農業、食品生産者、全ての利害関係者と共同で行っていかなくてはならないということであった。(榎元徹也)

☆編集後記☆

- 衆議院解散(7月21日)以前の第171回国会において、衆参両院のすべての国会議員が賛成して誕生した期待の消費者庁及び消費者委員会でしたが、「火種抱え始動」「波乱含みのスタート」「難航は必至」等の報道が目立つ環境下での仕事始めとなり、残念なことです。新たに赴任した200名の職員をはじめ、多くの消費者・生活者が「混乱を収めて早く軌道に」と思っていることでしょう。
- 食品の産地、原材料、日付等の偽装表示の撲滅するため、既に食品表示連絡会議(「生活安心プロジェクト」に関する関係閣僚会議了承(平成19年12月))が有ることは既に紹介しましたが、9月1日からは内閣府、公取委、警察庁、厚労省、農水省に消費者庁も加わりました。行政情報の2で紹介したとおり、食品の産地や品質の偽装事件が平成21年前期で、昨年1年間の発生件数16件を上回る23件もの事件が発生し検挙されました。当然のことながら、不正な食品表示に対する監視は一層強まるでしょう。
- 我が国におけるBSE対策は食安委の評価結果「BSE 検査対象牛を全年齢から、21ヶ月齢以上の牛に」に基づき、平成17年8月から法律上は全頭検査から21ヶ月齢以上となりました。また、と畜場におけるBSE汚染防止管理についても「ピッシング」が本年4月から禁止されました。実際上も「全頭から21ヶ月齢以上検査」へ変更するリスコミを推進すべきと考えます。(伊藤蓮太郎)

この機関紙の記事を無断で転載することを禁じます。